

村上市地域公共交通活性化協議会について

1. 協議会の概要

村上市では、市内の公共交通の活性化と再生を図るため、公共交通に関する交通事業者や地域住民、関係行政機関などの利害関係者から構成される「村上市地域公共交通活性化協議会」を平成22年2月9日に設立しました。

この協議会では、地域公共交通計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うとともに、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議します。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づくものとなっています。

2. 協議会の構成

1) 協議会

国、新潟県、村上市、交通事業者、道路管理者、警察署、公共交通の利用者、学識経験者、交通事業者労働組合、市内高等学校PTA、商工会議所、商工会、観光協会などで協議会を構成しています。協議会委員の任期は2年です。(協議会事務局：村上市企画戦略課)

2) 分科会

必要に応じて、協議会内に個別具体的な事項について詳細な協議を行う「分科会」を設置します。なお、分科会は次の4つの分科会となります。

分科会	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・空白地の公共交通の確保 ・誰もが移動しやすい公共交通の体系化 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通による中心市街地の活性化 ・車から公共交通への利用転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効活用 ・効果的な運行路線の再編 ・交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者向けの輸送サービス ・NPO等との連携 等

※分科会は必要に応じて開催し、委員はその都度会長が指名します。